

■「クラウド接続基盤機器」仕様書に関する問い合わせへの回答

仕様書に対して、問い合わせがあった内容について以下のとおり回答します。

令和4年(2022年)5月27日

札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問	回答
1	仕様書に記憶装置は札幌市に所有権を移転するものとする、とありますが記憶装置の取り外しは誰が行いますか？	機器から記憶装置の取り外しについては、受注者にて行っていただきます。なお、リース終了後のラックからの撤去及び菊水分庁舎の所定の位置への運搬についてのみ発注者が行います。
2	記憶装置の取り外し後、蓋の取り付け等の原状回復を行っていただけますか？	項番1と同様、受注者にて行っていただきます。
3	記憶装置以外はリース会社に返却でよろしいでしょうか？それとも、全ての物件を満了後無償譲渡としますか？	仕様書において、記憶装置のみ市へ所有権を移転することとしておりますので、それ以外については基本的に返却対象となります。
4	引揚費用負担者はどちらでしょうか？弊社負担の場合、弊社の委託者が引揚を行います問題ございませんか？	リース終了後のラックからの撤去及び菊水分庁舎の所定の位置への運搬については発注者が行います。それ以外に必要な費用については受注者が負担してください。引揚については、御社の委託先が行うことに制限はありません。
5	固定資産税は含めますか？（満了後無償譲渡の場合は含めません） ※追加確認：記憶装置のみ札幌市へ所有権を移転し、本体筐体を弊社に返却されることを想定されている場合は通常リースとして固定資産税を含める形で試算するが、全ての物件を所有権移転する場合は、譲渡条件付リースとして判断する為	項番3に記載のとおり、記憶装置のみ市へ所有権を移転することとなります。
6	入札書封筒の封印は入札者の印でしょうか？、担当者印でしょうか？	入札者の作成を代表者が行った場合は、代表者印で封印してください。また、入札書の作成を入札代理人が行った場合は入札代理人の印で封印してください。